【向井流東京上野門下 級·段位 基準表】

* I - 1 / I / I / I		文司 領土牧							r
級・段	平掻(縦扇り)	平泳	平水	肩 指	拔 手	諸抜手	一重伸(横体)	その他	
5 級							25m(略体)		
4 級	25m						25m (略体·		
	(平泳手可)						片抜手)		
3 級	25m	25m		斜横体			25m(正体)		
2 級	25m	25m (正体)	1分	25m			25m(15 回		
							以内)		
1 級	50m	50m	5 m 前後左	25m (正体)	25m		25m(13 回以	一文字译,十文字译、正体片	
			右移動)				内)	拔手	
初段	50m	100m	10分	25m (45 秒	25m(正体)	1 回	片抜手(25m)	順下・逆下、木の葉返し	
				以内)				*助教 [平水目録]	
11			立泳(5分)	25m (35 秒	25m	3 🗉	片抜手(25m	前鴨・後鴨	
				以内)			×左下·右下)	[浪越目錄]	
三			立泳 (10分)		25m	3 回	抜手伸	どんぶり鉢、小抜手 (バタ足)	ı
			水書(2文字)					小抜手、潜水 25 m	
								*教師 〔飛潜目録〕	
四段			立泳 (15分)		50m	10000000000000000000000000000000000000	抜手伸(正体)	扇子諸返	
			水車					[開伝目録]	
五段			水書(4文字		50m	旦 2		邯鄲	
			以上)					*師範 [師範目錄]	
然年· W7K%/1+未り		W77時か1 知時・	11年 年17 日 一日	1 (1 韓 2 1 - 台	1 17 帯 81・協口	1 12 年16・63 日 1	1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 2 # 1	1

経年;壁び殺はあり、颫び段なし、初段:15 歳以上、二段:16 歳以上、三段:18 歳以上、四段:21 歳以上、五段:25 歳以上

但し、水連資格と並列段位認定=游士:初段、練士:二段、教士:三段、範士:五段

学科試験:三段・四段・五段、指導歴:関係なし、実体験:なし、証書:あり、印:あり、検定・認定料:あり、各級:500円 各段:1000円 検定:向井流東京上野門下 泳ぎ合わせで、年2回(6月、12月)検定員:師範及び範士・または各会代表

【向井流東京上野門下連絡会 会則】

2018年7月1日制定

第1条(名称)

本会は、「向井流東京上野門下連絡会」と称す

第2条(目的)

師上野徳太郎が伝承した'向井流'の泳法及び教示を正しく継承すること

第3条(会員条件)

師上野徳太郎の伝承を理解し、学び、正しく継承する団体及び個人

第4条(運営)

上記条件の団体代表者、認められた個人によって運営する

第5条(役員)

次の役職と人員を定める

会 長 1人、会 計 1人、書 記 2人

第6条(任期)

役員の任期は、2年間とする

但し、再任は、妨げない

第7条(監事)

会には、監事をおく

第8条(監事の任期)

監事の任期は、1年間とする

第9条(顧問・相談役)

会には、顧問と相談役をおく

第10条(会費)

会に属する全ての個人から、年間1.000円徴収する

第11条(会費使用対象)

会の運営上必要と認められる経費に使用する

第12条 (会の行事)

会では、次の行事を行う

総会

泳ぎ合わせ会

級·段検定試験

(その他)

第13条 (会員の除名)

会員に次の行為があった場合、除名とする

会の規則に離反する行為

会の運営に支障をきたす行為

以上